

大阪府後援名義使用事業実施報告

令和5年11月6日

大阪府知事様

(申請者)住所 大阪市西淀川区野里2-16-24

団体名 少年犯罪被害当事者の会

代表者職・氏名 代表 武 るり子

電話番号 06-6478-1488

令5年8月16日付け治第1337号で大阪府後援名義使用承認のあった事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 シンポジウム「第25回WILL もうひとつのこどもの日」
- 2 実施期間 令和5年10月14日(土)
- 3 実施場所 実施場所 施設名 大阪市立西区民センター
所在地 大阪市西区北堀江4丁目2番7号
- 4 主催(共催を含む)者名 少年犯罪被害当事者の会
- 5 後援・協賛等の行政機関及び団体名(ただし、大阪府を除く)
後援: 大阪市
協力: 大阪被害者支援アドボカシーセンター
京都犯罪被害者支援センター
- 6 事業内容
別添資料のとおり

7 事業の成果

○ 参加者 220 人

○ 報道機関

京都新聞、読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、神戸新聞、NHK、読売テレビ、関西テレビ、テレビ大阪、

○一部では、

壇上に 24 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をしました。
会場に参加をしていて、自分で話せる遺族は、自分で事件紹介や想いを話しました。
一年に一回だけでも「WiLL」の場所で忘れられた子どもたちのことを思いながら、その思いをみんなまで共有する時間を過ごすことが出来ました。

○二部では、

今年の 12 月から加害者が矯正施設に入った段階から、被害者の心情を聞き、処遇に生かしたり加害者に伝える新制度が始まります。

これまで、仮出所が審理される時点でしか被害者が意見を言える場はなく、私たちは「遅すぎる」と声を上げてきました。

私たちの会の遺族は、ほとんどの人が加害者から誠意ある謝罪を受けていなくて、損害賠償金の支払いが滞っている人も多くいるので、今回の WiLL では、出所した加害者の心ない態度に傷ついた遺族や謝罪も損害賠償の支払いもない遺族が現状を語ることが出来ました。

そして、それを元に、慶應義塾大学法学部教授の太田達也氏に専門家としての話をしていただきながら、12 月から始まる新しい制度を充実させるための話し合いが出来ました。

会場には、たくさんの方が参加していたので、その人たちとも一緒に問題を考えてもらえる時間になったと思います。

今年も、編集をした後、YouTube 動画で配信することが出来ました。

WiLL は今年で 25 回目となり、これだけ続けてこられたのは、若い学生スタッフ、OB そしていつも応援してくださる皆さんのおかげだと改めて実感しました。とっても嬉しくありがたいと思いました。

これからも色々な人たちに關心を持ってもらうこと、新しい制度ができること、そしてそれが適正に運用されることで、少しでも被害者が苦しまないようになってほしいと思います。しっかりその現状を見続けていきたいと思っています。

命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらいたい。そして、その事が、私たちの目指すこれ以上子ども達を被害者にも加害者にもしない事につながると思います。当事者とそうではない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおごらず話し続けていく場所「WiLL」でありたいです。